

わが国の所得税の控除が所得格差是正に与える影響

——配偶者控除見直しに関するマイクロ・シミュレーション分析——

土 居 丈 朗

本稿では、「平成 29 年度税制改正大綱」に盛り込まれた配偶者控除の見直しの影響や、わが国の所得税制において多用されている所得控除を税額控除化したときの所得格差是正効果を、マイクロ・シミュレーションの手法を用いて分析した。「日本家計パネル調査(JHPS)」の 2014 年調査を用い、標本を「国勢調査」の世帯構成に合わせて比推定している。今般の配偶者控除の見直しが所得格差に与える影響は、ごくわずかであることが明らかとなった。これは、配偶者控除の見直しが、所得控除のまま行われたことも影響していると考えられる。そこで、所得控除の税額控除化が所得格差に与える影響を考察した。人的控除のみを税額控除化しただけでは、等価世帯可処分所得のジニ係数の低下は小さく、給与所得控除と公的年金等控除といった所得計算上の控除までも廃して、人的控除として税額控除を設けると、ジニ係数がさらに低下することが確認された。さらに、女性の働き方に中立的な税制にすべく、「130 万円の壁」による手取りの逆転現象を解消するような「社会保険料割引(仮称)」を導入し、税額控除化に加えて行うとどうなるかを分析したところ、ジニ係数がこれまでより大きく低下した。社会保険料割引は、就業調整を意識せずに済む仕組みとして検討したもののだが、所得格差是正にも効果があることが明らかとなった。

JEL Classification Codes: H24, D31, H23

1. はじめに

わが国の所得税制において、女性が就業調整をすることを意識せずに働くことができるようにするなど、多様な働き方に中立的な仕組みに改めようとする問題提起がなされる中、2015 年 6 月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2015」に示された税収中立の考え方を基本として、配偶者控除の見直しが検討された(取りまとめられた改正案は後述)。

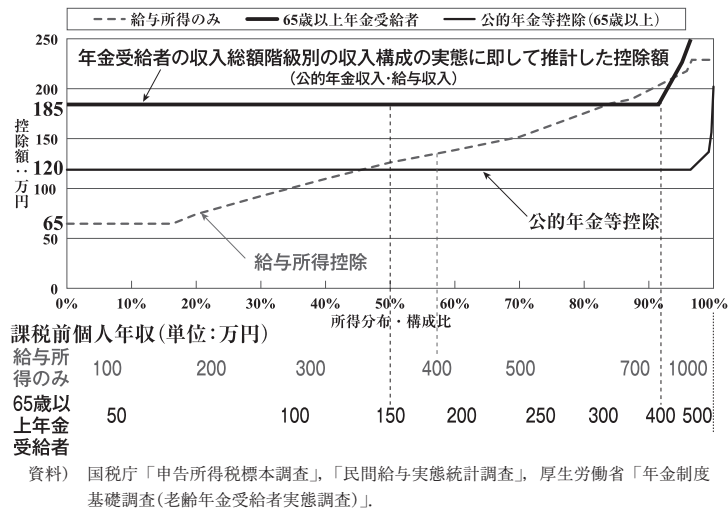
ただ、わが国の所得税制にまつわる論点としては、中立性の観点だけでなく、垂直的公平性、つまり所得再分配機能の観点からも、先行研究で問題提起されている。田近・八塩(2006b)、高山・白石・川嶋(2009)、北村・宮崎(2013)、土居(2016)、川出(2016)などでは、わが国の所得税制の所得再分配機能を焦点とした分析を試みており、所得控除が多用されているものの、税額控除がわずかししか用いられていないことから、所得再分配機能が弱くなっていることが明らかとなっている。

さらに、広義の所得控除として、給与所得控除と公的年金等控除という所得計算上の控除が設けられている。特に、就業する高齢者は、図 1 に示されたように公的年金等控除と給与所得控除を併用できるため、勤労世代との間で不公平を助長している。

給与所得控除と公的年金等控除を、それぞれ併用せず単独で適用される場合、控除の最低限(給与所得控除が 65 万円、65 歳以上の公的年金等控除が 120 万円)は異なるが、最低限以上の控除を受ける者が適用される額には、大きな差異はない。しかし、公的年金を受給する高齢者が給与所得控除を併用する場合の控除額の比較は、必ずしも焦点が当たっていない。

そこで、公的年金を受給し給与所得控除を併用する高齢者がどの程度の控除を受けるかを、所得分布の実態に即して考察しよう¹⁾。厚生労働省「年金制度基礎調査(高齢年金受給者実態調査)平成 24 年」には、公的年金を受給する高齢者について、年金受給額階級別に公的年金収入の収入総額に占める割合や就業の有無などが

図1. 所得税の控除適用額と所得分布



示されており、公的年金等控除の適用額と給与所得控除の適用額が、収入階級別に推計できる。その推計結果を、横軸に公的年金受給者の所得分布を累積構成比としてとり、縦軸に公的年金等控除と給与所得控除の適用合計額をとったものが、図1の太線である。厚生労働省「年金制度基礎調査(老齢年金受給者実態調査)平成24年」から推計される65歳以上の公的年金受給者の中位収入は約150万円(横軸で50%に位置する)で、同調査から推計される当該収入の収入構成(公的年金や給与収入等)に基づき推計される公的年金等控除と給与所得控除の適用合計額は、185万円であることが図1からわかる。そして、65歳以上の公的年金受給者の90%強は、この185万円(つまり、両控除を最低限の額で併用)の控除が適用されている。185万円の控除が適用される65歳以上の公的年金受給者の年収は、約400万円以下の者であることが、図1からわかる。

これに対し、400万円の年収を給与所得だけで得ている勤労者に適用される給与所得控除は、134万円である。これは、明らかに65歳以上の公的年金受給者に適用される控除額より少ない。

さらに、給与所得控除が185万円となる給与所得者の年収は、655万円である。この年収655万円が、給与所得者の所得分布でどこに位

置するかを確認しよう。所得分布の統計として、個人単位の所得のデータがとれる国税庁「申告所得税標本調査」, 「民間給与実態統計調査」を用いる。これらの調査に基づいて、給与所得者の所得分布を推計してその累積構成比を横軸にとり、縦軸に給与所得控除の適用額をとったものが、図1の破線である。給与所得控除が185万円となる給与収入655万円は、給与所得者の所得分布でいえば上位15%あたりに位置することが、図1からわかる(太線と破線の交点)。そして、所得分布で見れば、一部の所得層を除き、ほぼ全般で同じ年収でも65歳以上の公的年金受給者の方が、給与所得のみの者よりも控除の適用額が多いことがわかる。

そこで本稿では、平成29年度税制改正大綱で見直すこととなった配偶者控除とともに、給与所得控除と公的年金等控除という所得計算上の控除にも着目して、所得税制における控除が所得格差是正にどのような影響を与えているかについて、マイクロ・シミュレーションの手法を用いて分析する。その際、女性の働き方に中立的でない社会保険料負担に伴う「130万円の壁」の是正に関連した分析も、合わせて試みる。

本稿のマイクロ・シミュレーションは、慶應義塾大学パネルデータ設計・解析センターが提供する「日本家計パネル調査(Japan Household Panel Survey: JHPS)」を用いて行う。

本稿の構成は以下の通りである。第2節では、本稿で用いた「日本家計パネル調査」の概要について紹介する。第3節では、JHPSを用いた所得税、住民税、社会保険料の推計方法について説明する。第4節では、平成29年度税制改正大綱に盛り込まれた配偶者控除の見直しの影響を、マイクロ・シミュレーションを用いて分析する。第5節では、本稿で検討する控除の見直しに関して、マイクロ・シミュレーションの分析結果を示す。第6節では、社会保険料にまつわる「130万円の壁」をなくす方策として、所得税収を用いた「社会保険料割引」を新設することによる効果を、前節と同様にマイクロ・シミュレーションを用いて分析する。最後に第7節では、本稿をまとめる。

2. 日本家計パネル調査(JHPS)の概要

「日本家計パネル調査(JHPS)」は、慶應義塾大学パネル調査共同研究拠点が2009年から個人を対象とした調査を開始したものである。第1回調査は、2009年1月31日現在における日本在住の満20歳以上の男女(昭和14年2月～平成元年1月に生まれた男女)を対象に、2009年1月31日現在で実施した。この調査対象は、全国約10361万人(推計人口2009年2月概算値による)の総人口のうち81.5%が含まれる。調査対象者の選定は、層化2段無作為抽出法(第1段一調査地域、第2段一個人)により選定した。調査地域は、抽出単位として2005年国勢調査の調査区を使用し、全国を地方・都市階級により24層に層化し、各層に2008年3月31日現在の住民基本台帳人口の人口割合で標本数を配分した。そして、9633人の接触対象者から4021人(回収率:41.7%)の調査票を回収した。JHPSは、その後も、毎年1月に調査を行い、2014年1月に行われた第6回調査では、第1回調査から継続して2358人の調査票を回収してパネルデータを構築している。

本稿では、2014年1月に行われたJHPSの第6回調査(JHPS2014)に基づいて、税制のマイクロ・シミュレーションを行う。JHPS2014では、調査対象者の2013年の1年間の本人の

所得や他の世帯員の所得について問うている。その他には、調査対象者の世帯の構成や、世帯員の就業状態、消費、貯蓄、住居、健康状態などについての情報が得られる。

本稿では、JHPS2014のデータの中から、次節で説明する分析方法にかなうデータが得られる2032世帯を対象に分析することとする。

3. 分析方法

3.1 可処分所得の推計

この節では、用いた分析方法を説明する。以下で説明する、所得税・住民税や社会保険料の推計方法は、基本的には、土居(2010, 2016)に基づいている。

まず、各世帯の構成員全員の所得額に対して税法を適用し、すべての世帯の所得税負担額を推計する。その所得税負担額は、以下の手順で計算した。

所得税法では収入は10種類に分類される。JHPSのデータから所得税額を推計するには、税法上「収入」とされるJHPSのデータを用いてその分類ごとに所得を計算する必要がある。JHPSでのデータには、勤め先の収入、自営・事業・内職収入、家賃・地代収入、利子・配当金、仕送り金・受贈金の受け取り、公的年金、企業年金・個人年金、失業給付・育児休業給付、児童手当・児童扶養手当、生活保護給付、その他の収入と、11種類の収入がある。これらを、所得税法の所得分類に基づき、以下のように対応させた(以下ではJHPSに記載されている項目を角かっこ書きで表現する)。

給与所得＝「勤め先の収入」－給与所得控除
事業所得＝「自営・事業・内職収入」－青色申告控除
不動産所得＝「家賃・地代収入」
公的年金等の雑所得＝「公的年金」＋「企業年金・個人年金」－公的年金等控除
その他の雑所得＝「その他の収入」＋「仕送り金・受贈金の受け取り」
利子所得＝「利子・配当金」

ここで、給与所得控除については、それぞれ JHPS の「勤め先の収入」を給与収入とみなして計算した。公的年金等控除については、「公的年金・恩給」＋「企業年金・個人年金」を公的年金等収入とみなして計算した。

利子所得は、分離課税であるから、独立して所得税額を計算した。利子所得には 20% の源泉分離課税を適用した。それ以外の 5 種類の(所得税法上の)所得を合計して、次のように合計所得を計算する。

合計所得＝給与所得＋事業所得＋不動産所得
＋公的年金等の雑所得＋その他の雑所得

また、所得税法に従い、以下のように所得控除を計算し、それを合計所得から引いて総合課税の対象となる課税総所得金額を計算する。

所得控除＝基礎控除＋配偶者控除＋配偶者特別控除＋扶養控除＋寡婦・寡夫控除＋医療費控除＋社会保険料控除

上記以外の所得控除は、JHPS で得られるデータの制約から算定できない。

ここで、配偶者控除や扶養控除は、データに示された各構成員の続柄・年齢・就業状態(就業している場合にはその所得)によりその適用可否を判断し、特定扶養親族や 70 歳以上の老人扶養親族(同居老親等加算を含む)に対する控除も所得税制に従って計算した²⁾。他の先行研究ではあまり取り入れられていない寡婦・寡夫控除も、データに示された家族構成から判断し、所得税制に従って計算した³⁾。医療費控除は、JHPS で得られる年間医療費の回答、または 2014 年 1 月の医療費支出(月額)を 12 倍して年額とし、これに基づいて計算した。

社会保険料控除は、各種社会保険の保険料算定の規定に従って算定した社会保険料を基に計算した。本稿で支払保険料を推計したのは、医療保険・介護保険(国民健康保険、全国健康保険協会管掌健康保険(協会けんぽ)、健康保険組合、共済組合、後期高齢者医療保険)、年金保

険(国民年金、厚生年金、共済年金)、雇用保険である。

医療・介護保険については、各世帯員の就業状態、就業先の経営形態、雇用形態等から加入保険を判断し、規定の賦課ベースに基づき、保険料を算定した。その際、当人の所得及び他の世帯員の所得から、当人が被保険者か被扶養者かを被扶養者認定基準に従って判断し、被扶養者になる場合には誰の被扶養者になるかも合わせて判断して、保険料を推計した。

健康保険組合、協会けんぽ、国民健康保険、後期高齢者医療制度の保険料(医療分と介護分)は、土居(2016)に記された推計方法に従っている。本稿において、土居(2016)より洗練化したのは、共済組合の保険料率(掛金率)の推計である。本稿では、財務省「国家公務員共済組合事業統計年報」に掲載されている、組合別の短期給付掛金率と介護掛金率を、短期適用組合員(年間平均)で加重平均した掛金率を保険料負担の推計で用いた。

年金保険、雇用保険(労働者負担分)も、土居(2016)に記された推計方法に従っている。

こうして計算した社会保険料は、社会保険料控除として所得控除に加え、合計所得から所得控除を差し引いて課税総所得金額を計算した。そして、課税対象所得に対して所得税の限界税率表を適用し、所得税の負担額を推計した。

さらに、上記以外に、JHPS では、退職金の受取と有価証券の売却益・売却損のデータが得られる。これらは、申告分離課税となるので、それぞれの税額を別途所得税制に従い計算する。ただし、有価証券の売却益は、所得控除後の課税総所得金額がマイナスになった際には通算できるので、その規定を適用して税額を計算した。

そして最後に、税額控除として、住宅借入金等特別控除を適用する。JHPS では、住宅の取得時期や延べ床面積や住宅ローン残高のデータが得られる。これらを用いて、所得税制に従い、住宅借入金等特別控除の金額を計算した。本稿において、土居(2016)より洗練化したのは、居住の用に供した年からの年数に応じた控除率と控除限度額を厳格化したことと、(所得税で控

除しきれなかった額として)住民税における住宅借入金等特別控除を推計できるようにしたことである。この税額控除を差し引いて、最終的に所得税負担額が確定する。

住民税についても同様に計算した。ただ、税源移譲の影響により、所得税における住宅借入金等特別控除の使い残しについては住民税で控除を適用するとともに、住民税の調整控除(個々の納税者の人的控除の適用状況に応じて、住民税の所得割額から一定の額を控除するもの)も適用した。その算定に際しては、税源移譲前の所得税の税率表を用いた算定も必要に応じて行っている。さらに、所得割や均等割について、非課税限度額も適用するとともに、居住する都道府県や市町村で実施された超過課税も適用している。

JHPS では、調査対象は個人である。したがって、JHPS の標本において、調査対象者が同居就業者の所得を全て記入していない標本だと、世帯収入が正確に把握できない恐れがある。この情報が不正確だと、扶養控除等の人的控除の適用を誤って推計してしまう可能性がある。そこで、本稿では、土居(2010, 2016)と同様に、調査対象者の世帯において、同居就業者がいるにもかかわらず、その他家族の収入が完全に無記入だったものは(本人の所得が記入されているものであっても)、分析対象から外すこととした⁴⁾。その結果、本稿で分析対象に用いることができた世帯数は 2302 となった。

この分析対象となった世帯について、等価世帯可処分所得を計算し、この等価世帯可処分所得の順番に並べ、それらを均等に 10 個の所得階級区分に分類した。等価世帯可処分所得は、

$$\text{等価世帯可処分所得} = \frac{\text{世帯可処分所得}}{\sqrt{\text{世帯人員数}}}$$

ここで、世帯可処分所得は、世帯収入から所得税、住民税、社会保険料の負担額を差し引いたものである。世帯収入とは、課税前所得で、「勤め先の収入」、「自営・事業・内職収入」、「家賃・地代収入」、「利子・配当金」、「仕送り

金・受贈金の受け取り」、「公的年金」、「企業年金・個人年金」、「失業給付・育児休業給付」、「生活保護給付」、「その他の収入」に加え、子ども手当、退職金の受取額と有価証券の売却益・売却損の合計額である⁵⁾。世帯収入には、「公的年金」、「失業給付・育児休業給付」、「生活保護給付」、子ども手当といった国や自治体からの給付が含まれている。

本稿では、調査対象者夫婦以外の同居夫婦の収入の按分を、土居(2010, 2016)と異なる方法で行っている。これは、本稿の分析対象の 1 つに配偶者控除の見直しがあるからである。

そもそも、JHPS では、世帯員の収入について、調査対象本人の収入とその配偶者の収入と、それ以外の世帯員の合計収入の回答を得ている。そのため、調査対象者夫婦以外の世帯員の収入は、JHPS の回答から得ている就労状況や(公的年金を受けていると考えられる)年齢等の情報を用いて、各収入を得うる該当世帯員数で均等に按分して、各世帯員の収入額を推計している⁶⁾。土居(2010, 2016)では、このように調査対象者夫婦以外の各世帯員の収入を推計していた。

しかし、これだと、調査対象者夫婦以外の同居夫婦が共稼ぎだと、勤め先の収入は均等に按分されると同額になる可能性が高く、実態に合わない形で配偶者控除の見直しの効果が推計される恐れがある。そこで、本稿では、調査対象者夫婦以外の同居夫婦の収入について、総務省『家計調査年報』(各年版)から、全国・二人以上の世帯のうち勤労者世帯(住宅ローン返済世帯を除く)の夫婦共働き世帯で、世帯主の年齢階級別に、夫と妻の勤め先収入の割合を求め、この構成割合に応じて、夫婦の勤め先の収入を按分することとした。これも、土居(2010, 2016)と異なる点である。

児童手当については、対象世帯の世帯員構成の情報に基づき、制度に忠実に推計を行った。

3.2 比推定

本稿では、配偶者控除の適用拡大の効果を分析するため、課税の実態により近い形で税額等

表 1. JHPS2014 における各所得階級平均の世帯人員、世帯収入、世帯可処分所得(比推定後)

等価世帯可処分所得階級	世帯人員	世帯収入	世帯可処分所得
I ～ 130 万円	1.71	126.27	99.16
II 130～ 170 万円	1.98	235.73	204.76
III 170～ 205 万円	2.24	312.46	270.73
IV 206～ 241 万円	2.31	378.74	327.14
V 241～ 275 万円	2.62	461.40	400.70
VI 275～ 319 万円	2.87	565.00	487.46
VII 319～ 365 万円	2.75	636.79	542.75
VIII 365～ 433 万円	2.54	719.32	609.93
IX 433～ 551 万円	2.46	875.34	725.21
X 551～3833 万円	2.31	1617.23	1282.02
平均	2.38	593.66	495.66

単位：人

単位：万円

を推計できるようにすべく、JHPS2014 の標本で分析可能となる 2032 世帯について比推定を行うこととする⁷⁾。比推定に際して、総務省『国勢調査』2015 年を用いることとし、居住地(市部・郡部)別・世帯主年齢階級別・世帯主性別・世帯人数別の世帯数に従って調整した。この調整によって、全世帯数は 53,331,797 世帯となる。次節以降では、標本ごとの調整係数を基に、課税前収入、所得、世帯人員、税額等を加重平均した推計値を算出することとする。

4. 配偶者控除見直しに関するマイクロ・シミュレーション

4.1 現行制度の状況

3.2 節で説明した方法に基づいて JHPS2014 の標本の比推定を行った上で、等価世帯可処分所得で区分した 10 分位の各階級における平均世帯人員数、平均世帯収入、平均世帯可処分所得を示したのが、表 1 である。当然ながら、比推定を行ったことにより、同じ JHPS2014 を用いた土居(2016)の等価可処分所得で区分した 10 分位階級と本稿のものとは異なっている。

表 1 に示された JHPS2014 の比推定後のデータで、課税前の等価世帯当初所得のジニ係数を算出すると、0.50944 であった。これは、2014 年の「所得再分配調査」における等価当初所得のジニ係数 0.4822 より若干高い。

そして、表 1 に示された JHPS2014 の比推定後のデータにおける等価世帯可処分所得のジニ係数は、0.34563 であった。このジニ係数は、2014 年の「所得再分配調査」における等価可処分所得のジニ係数 0.3159 より若干高い。この差異は、等価世帯当初所得のジニ係数が高いことが影響していると思われる。

次に、表 2 は、現行制度の下での各世帯における税負担、社会保険料負担を推計したものである。表 2 に示された租税・社会保険料負担を基に、表 1 に示された可処分所得が計算されている。

この下で、本稿で分析対象とした JHPS2014 の比推定後のデータで、全世帯が負担する所得税額は合計して 12 兆 5444 億円、住民税額は合計して 12 兆 8056 億円、合わせて 25 兆 3500 億円と推計された。この推計額は、2013 年所得に対する課税による税収である。それを踏まえて、実際の決算額と比較すると、2013 年度一般会計決算における所得税収は 15 兆 5308 億円であり、2014 年度地方普通会計決算における住民税収(個人分と利子割分)は 12 兆 3292 億円である。所得税収は、累進課税の性質から、JHPS2014 で可処分所得が推計可能な世帯にかなり高所得の世帯が十分に含まれていないことが影響して、本稿での推計額は実際の決算額を下回っている。しかし、住民税収の推計額は、

表 2. JHPS2014 における各所得階級平均の租税・社会保険料負担(比推定後)

	世帯所得税・住民税額			世帯社会保険料			
		所得税	住民税		医療介護	年金	雇用
I	1.71	0.61	1.09	25.41	24.72	0.58	0.11
II	3.69	1.16	2.53	27.28	23.34	3.59	0.36
III	8.99	2.73	6.26	32.74	24.53	7.50	0.70
IV	13.46	4.50	8.96	38.14	28.24	9.06	0.84
V	19.75	6.10	13.65	40.96	25.26	14.31	1.39
VI	28.41	9.11	19.31	49.12	25.86	21.19	2.07
VII	37.42	13.55	23.86	56.62	32.14	22.21	2.28
VIII	49.42	18.77	30.65	59.97	31.30	26.15	2.53
IX	74.67	33.04	41.63	75.46	39.27	33.07	3.12
X	236.74	145.07	91.66	98.48	54.60	40.17	3.70
平均	47.53	23.52	24.01	50.47	30.94	17.81	1.71

単位：万円

実際の決算額とほぼ同額(乖離率 3.86%)であった。

同様に、社会保険料の推計額は、医療と介護は合計して 16 兆 5006 億円、年金は 9 兆 4999 億円、雇用保険は 9135 億円、合わせて 26 兆 9141 億円である。

以下、本稿では、この税収の推計額を基準として、その多寡で測って税収中立であるか否かを見極めることとする。

4.2 配偶者控除見直しの影響

次に、「平成 29 年度税制改正大綱」に盛り込まれ、2018 年以降実施予定である配偶者控除の適用見直しは、所得格差にどのような影響を与えるかを分析する。

「平成 29 年度税制改正大綱」に盛り込まれた配偶者控除の見直しは、配偶者控除は 38 万円の所得控除のままとし、配偶者特別控除が適用される者(合計所得金額⁸⁾が 1000 万円以下の者)には、配偶者の合計所得金額が現行では 76 万円以上ならばこの控除額が 0 円となることを、配偶者の合計所得金額が 85 万円以下なら 38 万円の控除額とするとともに、配偶者の合計所得金額がそれより増えるにつれ次第に控除額が減少して、123 万円を超えると控除額が 0 円となるように変更されていることとなった。

さらに、配偶者控除の適用について、現行では所得制限が設けられていないのに対して、納税者本人の合計所得金額が 900 万円を超えると段階的に控除額が減少して 1000 万円を超えると配偶者控除が 0 円となる仕組みも導入されることとなった(配偶者特別控除も、納税者本人の合計所得金額が 900 万円超 1000 万円以下の場合には、控除額が縮減される)。

この所得税における配偶者控除の見直しをまとめると、表 3 のようになる。

この配偶者控除の見直しは、国税の所得税のみならず、地方税の住民税にも同様に適用される。その適用額は、表 4 の通りである。

そこで、本稿では、比推定済みの JHPS2014 のデータから、まず配偶者控除の見直しが実施された場合の税収額とジニ係数を推計する。

比推定済みの JHPS2014 のデータを用いて、前述の配偶者控除の見直しをマイクロ・シミュレーションした結果、所得税収の推計額は 12 兆 5562 億円、住民税収の推計額は 12 兆 7660 億円、合計 25 兆 3221 億円となった。前掲した現行制度での税収の推計額(所得税 12 兆 5444 億円、住民税 12 兆 8056 億円、合わせて 25 兆 3500 億円)と比べ、所得税は 118 億円の増収、住民税は 396 億円の減収、合わせて 278 億円の減収と推計された。なお、「平成 29 年度税制改

表 3. 所得税における配偶者控除・配偶者特別控除の適用額

配偶者の給与収入(合計所得金額) → (単位: 万円)

	配偶者控除*	配偶者特別控除									
		～103 (～38)	～150 (～85)	～155 (～90)	～160 (～95)	～167 (～100)	～175 (～105)	～183 (～110)	～190 (～115)	～197 (～120)	201～ (123～)
納税者本人の給与収入 (合計所得額)											
～1,120 (～900)	38	38	36	31	26	21	16	11	6	3	—
～1,170 (～950)	26	26	24	21	18	14	11	8	4	2	—
～1,220 (～1,000)	13	13	12	11	9	7	6	4	2	1	—
1,220～ (1,000～)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

※ 老人配偶者については、納税者本人の給与収入(合計所得金額)が①～1,120 万円(900 万円)の場合、控除額 48 万円、② 1,120～1,170 万円(900～950 万円)の場合、控除額 32 万円、③1,170～1,220 万円(950～1,000 万円)の場合、控除額 16 万円、④1,220 万円超(1,000 万円超)の場合、適用なし。

出典) 財務省「説明資料[平成 29 年度税制改正等について]」、政府税制調査会第 9 回総会配付資料(2017 年 1 月 27 日)。

表 4. 住民税における配偶者控除・配偶者特別控除の適用額

配偶者の給与収入(合計所得金額) → (単位: 万円)

	配偶者控除*	配偶者特別控除									
		～103 (～38)	～150 (～85)	～155 (～90)	～160 (～95)	～167 (～100)	～175 (～105)	～183 (～110)	～190 (～115)	～197 (～120)	201～ (123～)
納税者本人の給与収入 (合計所得額)											
～1,120 (～900)	33	33	33	31	26	21	16	11	6	3	—
～1,170 (～950)	22	22	22	21	18	14	11	8	4	2	—
～1,220 (～1,000)	11	11	11	11	9	7	6	4	2	1	—
1,220～ (1,000～)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

※ 老人配偶者については、納税者本人の給与収入(合計所得金額)が①～1,120 万円(900 万円)の場合、控除額 38 万円、② 1,120～1,170 万円(900～950 万円)の場合、控除額 26 万円、③1,170～1,220 万円(950～1,000 万円)の場合、控除額 13 万円、④1,220 万円超(1,000 万円超)の場合、適用なし。

出典) 総務省「説明資料[平成 29 年度税制改正等について(地方税)]」、政府税制調査会第 9 回総会配付資料(2017 年 1 月 27 日)。

正大綱」では、配偶者控除の見直しによって、平年度ベースで、所得税収は 390 億円の増収、住民税収は 423 億円の減収、合計して 33 億円の減収と見込んでいる(ほぼ収支中立ではあるが、厳密に収支中立ではないと、税務当局も見込んでいる)。推計された金額は、住民税については目下税務当局が見込んでいる減収額に近い値といえる。残る差異は、前述のように、JHPS2014 で可処分所得が推計可能な世帯にかなり高所得の世帯が十分に含まれていないことが影響して、累進課税される所得税において生じていると考えられる。ただ、本稿でのマイクロ・シミュレーションは、2013 年所得を用い、2013 年所得に適用された所得税制・住民税制に基づいて推計しており、税務当局の増減収見

込み額で織り込まれている 2017 年所得に適用される給与所得控除の上限の引き下げや最高税率の引上げは、本稿では加味されていないことに留意する必要がある。

また、配偶者控除の見直しが実施されると、等価世帯可処分所得のジニ係数は、0.34551 となった。これは、現行制度での世帯可処分所得のジニ係数 0.34563 と比べわずかに低下しているとはいえ、ほぼ変わらない。この推計から、所得制限をつけて配偶者控除を見直したものの、所得格差是正にほとんど効果がないことが示唆される。

さらに、この配偶者控除の見直しによって、各所得階級でそれぞれどのような影響があるかを明らかにする。まず、一定以上の所得を得て

表 5. 配偶者控除の見直しにより控除が縮小・拡大する世帯

	所得税				住民税			
	控除が縮小する世帯		控除が拡大する世帯		控除が縮小する世帯		控除が拡大する世帯	
	構成比	1世帯当たり減少額	構成比	1世帯当たり増加額	構成比	1世帯当たり減少額	構成比	1世帯当たり増加額
I	0%	0	1.12%	28.33	0%	0	1.12%	23.33
II	0%	0	3.06%	19.08	0%	0	2.53%	18.47
III	0%	0	5.71%	20.13	0%	0	5.10%	18.67
IV	0%	0	7.15%	19.25	0%	0	6.47%	17.17
V	0%	0	9.47%	16.12	0%	0	7.95%	15.41
VI	0%	0	15.71%	20.50	0%	0	15.44%	17.94
VII	0%	0	10.48%	22.35	0%	0	9.34%	21.46
VIII	0.30%	25.00	15.54%	18.03	0.30%	22.00	14.55%	16.22
IX	3.26%	26.74	8.30%	18.16	3.26%	23.47	8.30%	15.26
X	11.98%	36.77	5.65%	19.87	11.70%	32.00	5.29%	19.23
平均	1.56%	34.44	8.21%	19.39	1.53%	29.98	7.60%	17.66
合計	831,370	世帯	4,380,614	世帯	816,294	世帯	4,054,045	世帯

単位：万円

いる納税者は控除が縮小する。控除が縮小する世帯が、各所得階級でどれぐらいの割合で存在するかを示したのが、表5の控除が縮小する世帯の構成比である。これを、所得税と住民税それぞれに取ったが、控除額が縮小するのは、全体では1.5%強の世帯で、いずれも第Ⅶ階級以下では該当者は皆無だった。控除が縮小する世帯の1世帯当たり控除の減少額をみると、所得税では約34万円、住民税では約30万円と推計され、より高所得になるにつれて減少する控除額が多いことが明らかとなった。

他方、控除が拡大する世帯についても同様に、表5に示している。控除が拡大する世帯は、第Ⅵ～Ⅷ階級で他の所得階級よりも構成比が高くなっている。第Ⅰ，Ⅱ階級では、控除が拡大した世帯は高々数%に過ぎないことがわかる。低所得層は、既に配偶者控除が適用されているが、控除が拡大する範囲に該当するほどの所得を配偶者が得ていないことから、今般の配偶者控除の見直しによる控除の拡大という恩恵を受ける世帯はさほど多くないことが明らかとなった。さらに、第Ⅹ階級でも、5%強の世帯で控除が拡大する恩恵が受けられていることがわかる。今般、配偶者控除の適用に所得制限を設け

たが、それでも第Ⅹ階級で控除が拡大する世帯が出現している。

所得税と住民税では、配偶者控除・配偶者特別控除の適用額が若干異なるものの、控除が縮小する世帯は全体の1.5%強、控除が拡大する世帯は全体の8%前後で、残りの90%ほどの世帯は、控除額に変更がないとみられる。

表5では、控除の適用額の変化のみを見ている。ここには、控除の使い残しや他の控除の金額との関係で税負担額がどう変わるかを示したのではない。

そこで、今般の配偶者控除の見直しによって、増税となる世帯と減税となる世帯が、各所得階級でどの程度存在するかを見たのが、表6である。表6は、所得税と住民税の合計で増税になる世帯と減税となる世帯を抽出している。表6によると、増税となる世帯は、第Ⅶ階級以下では皆無である。これは、表5の控除が縮小する世帯が第Ⅶ階級以下では皆無だったことと平仄が合っている。そして、増税となる世帯の1世帯当たり増税額は所得税と住民税の合計で約11万円と、より高所得になるほど増税額が多いことがわかる。

次に、減税となる世帯を表6からみると、第

表 6. 配偶者控除の見直しに伴い増税となる世帯、減税となる世帯

	所得税・住民税合計			
	増税となる世帯		減税となる世帯	
	構成比	1世帯当たり増税額	構成比	1世帯当たり減税額
I	0%	0	0%	0
II	0%	0	0.58%	1.41
III	0%	0	4.00%	2.07
IV	0%	0	4.90%	2.63
V	0%	0	8.71%	2.02
VI	0%	0	15.16%	2.91
VII	0%	0	9.73%	3.85
VIII	0.30%	7.94	15.54%	3.35
IX	3.26%	8.70	7.94%	3.67
X	11.98%	12.27	5.29%	5.30
平均	1.56%	11.44	7.18%	3.21
合計	831,370	世帯	3,831,526	世帯

単位：万円

I 階級で減税となる世帯が皆無であることがわかる。表 5 では、第 I 階級で控除が拡大する世帯が 1% 強存在することが確認されたが、その世帯でも、結局は拡大した控除は使い残すだけで税負担額には変化がなかったことが、この結果から示唆される。減税となる世帯は、第 VI～VIII 階級で構成比が高くなっており、これは表 5 での控除が拡大する世帯の構成比が高かった階級と整合的である。そして、減税となる世帯 1 世帯当たりの減税額が最も多いのは、第 X 階級である。ここに、配偶者控除が税額控除でなく所得控除であることの性質が反映されている。所得控除だと、同じ控除の増加額でも、直面する限界税率が高ければ減税額が多くなる。これらが、前述のジニ係数が見直し前と比べてほとんど変化しないことにも影響していると考えられる。

最終的に、表 6 に示されたように、今般の配偶者控除の見直しによって、増税となる世帯は全体の 1.5% 強、減税となる世帯は 7% 強、残りの約 90% は増減税なしとなることが、マイクロ・シミュレーションの結果である。

5. 税額控除化が所得格差に与える影響

5.1 人的控除の税額控除化の影響

今般の配偶者控除の見直しに際しては、配偶者控除を所得控除のまま改めるのではなく、税額控除に変えた上で控除額を変更する提案も出ていた。結局は所得控除のまま控除額を変更する前述の案となった。

しかし、表 6 にも現れていたように、所得控除のまま控除額の変更を行っても、所得格差是正には有効ではないことも改めて明らかとなった。

そこで、この節では、配偶者控除を含む人的控除を税額控除に変えたときに、税收中立の下で、所得格差に与える影響をマイクロ・シミュレーションで明らかにする。同様の分析は、田近・八塩(2006b)などで既になされているが、本稿の分析は、4 節で分析した今般の配偶者控除の見直しと比較するところに焦点がある。この節の分析では、控除変更の効果を明らかにしたいため、所得計算上の控除は存置すると仮定する。所得計算上の控除の廃止に伴う影響は、5.2 節で分析する。

この節での人的控除の税額控除化は、次のよ

うに想定する。納税者本人に対して控除、配偶者を除く扶養家族に対する控除、夫婦のうち所得が多い方のどちらか1人に対する控除(以下、「夫婦控除(仮称)」と呼ぶこととする)、寡婦または寡夫(現行制度の寡婦・寡夫控除の対象者)に対する控除を、税額控除として与える。ただし、本稿を通じて、これらの税額控除の適用には、所得制限は設けないこととする。なぜならば、税額控除化の所得格差是正効果を把握しやすくするため、税額控除適用に所得制限を付けると、所得格差是正効果が、税額控除化によるものか所得制限によるものかが不明瞭になるからである。

現行税制や、4.2節で扱った配偶者控除の見直し後の税制と比較可能にすべく、税収中立となるように、所得控除である人的控除を廃して新設する税額控除の額を推計し、その際の所得格差に与える影響を考察する⁹⁾。この分析では、所得税と住民税の控除のみを変更したまでのので、社会保険料の負担額には影響はない。ここでは、所得控除を税額控除に見直した効果に焦点を当てて分析したいため、現行の累進税率構造は変更しないと仮定している。また、上記以外の税制上の控除(給与所得控除、公的年金等控除、社会保険料控除や医療費控除など)は存置するものと仮定する。また、総合課税分において、与えられた税額控除を全額使い切ることができずに税額がゼロとなる納税者(税額控除を使い残す納税者)については、給付等の措置は行わず、税額がゼロになるまでにとどめるものと仮定する。さらに、現行制度と同様に、使い残した税額控除は、分離課税される税額と通算して税負担を減免することはないものとする。本稿のマイクロ・シミュレーションでは、住民税の非課税限度額制度は現行通り維持する。

まず、現行税制をベンチマークとした場合、次のような形で税額控除を設けるとすると、ほぼ税収中立となる。

- ・納税者本人に対して基礎的な控除として、所得税では3.7万円、住民税では3.2万円の税額控除を設ける。

- ・配偶者を除く扶養家族1人に対して年齢を問わず、所得税では3.7万円、住民税では3.2万円の税額控除を設ける。

- ・夫婦に対して、所得が多い方のどちらかに1人だけ所得税では2.1万円、住民税では1.4万円の税額控除を設ける。この税額控除は配偶者の働き方に依存しない形で与えられる。

- ・寡婦・寡夫(現行制度の寡婦・寡夫控除の対象者)には、所得税では3.7万円、住民税では3.2万円の税額控除を設ける。

このとき、所得控除としての人的控除の廃止と上記の税額控除の新設により、比推定済みのJHPS2014における世帯が負担する所得税額は、合計して12兆5432億円、住民税額は合計して12兆8061億円、合わせて25兆3493億円である。4.1節で現行制度を前提とした推計における税収は、所得税と住民税を合わせて25兆3500億円だったから、この節での税収は7億円少なくなった(乖離した率に直すと0.0028%)。このように、両者の乖離は極めて小さいことから、このマイクロ・シミュレーション分析の結果はほぼ税収中立であるといえる。また、このときの等価世帯可処分所得のジニ係数は、0.34388であった。これは、4.1節で現行制度を前提とした推計における同所得のジニ係数0.34563と比べ、わずかに低下している¹⁰⁾。

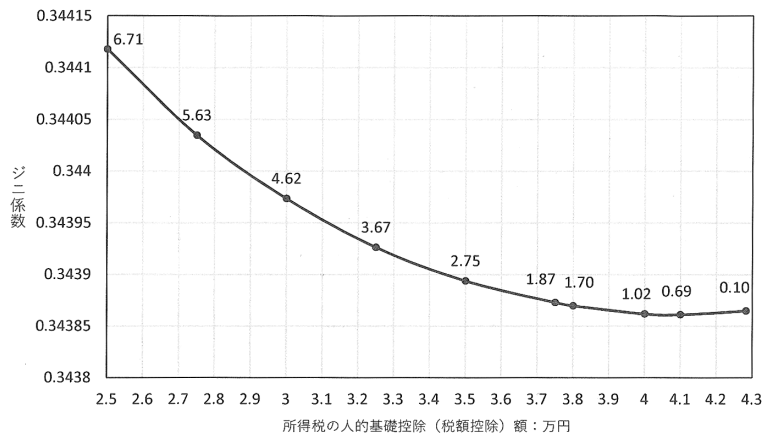
次に、4.2節で分析した配偶者控除の見直し後の税制をベンチマークとした場合、次のような形で税額控除を設けるとすると、ほぼ税収中立となる。

- ・納税者本人に対して基礎的な控除として、所得税では3.8万円、住民税では3.3万円の税額控除を設ける。

- ・配偶者を除く扶養家族1人に対して年齢を問わず、所得税では3.8万円、住民税では3.3万円の税額控除を設ける。

- ・夫婦に対して、所得が多い方のどちらかに1人だけ所得税では1.7万円、住民税では1.3万円の税額控除を設ける。この税額控除は配偶者の働き方に依存しない形で与えられる。

図 2. 所得控除の人的控除を廃した後で、税収中立となる所得税の税額控除額とジニ係数



注）図中の数値は、税収中立となる所得税の夫婦控除の金額（単位：万円）。

・寡婦・寡夫（現行制度の寡婦・寡夫控除の対象者）には、所得税では 3.8 万円，住民税では 1.3 万円の税額控除を設ける。

このとき、所得控除としての人的控除の廃止と上記の税額控除の新設により、比推定済みの JHPS2014 における世帯が負担する所得税額は合計して 12 兆 5524 億円，住民税額は合計して 12 兆 7705 億円，合わせて 25 兆 3229 億円である。4.2 節で今般の配偶者控除の見直しを前提とした推計における税収は、所得税と住民税を合わせて 25 兆 3221 億円だったから、この節での税収は 8 億円少なくなった（乖離した率に直すと 0.00316%）。このように、両者の乖離は極めて小さいことから、このマイクロ・シミュレーション分析の結果はほぼ税収中立であるといえる。また、このときの等価世帯可処分所得のジニ係数は、0.34387 であった。これは、4.2 節で今般の配偶者控除の見直しを前提とした推計における同所得のジニ係数 0.34551 と比べ、わずかに低下している。これは、所得控除より税額控除の方が所得格差を是正する効果が大きい効果が作用していると考えられる。しかし、課税最低限以下の人には、課税額がゼロとなるまでしか恩恵が受けられないため、所得格差是正効果には限界がある。

以後は、配偶者控除見直し後の税制を前提に、さらなる分析を進める。

もちろん、上記の控除額の設定は一例であっ

て、税収中立となる控除額の組合せは他にも考えられる。そこで、税収中立の下で控除額を変更した場合、所得格差は正効果、特にジニ係数がどのように変化するかを分析する。

あらゆる控除が変更するとどの控除を変更した結果としてジニ係数が変化したかがわかりにくくなる。そこで、この節では、所得税の納税者本人と配偶者を除く扶養家族に対する 1 人当たりの税額控除（以下では、人的基礎控除と称する）と、夫婦のうち所得が多い方のどちらかに 1 人に対する 1 人当たりの税額控除（夫婦控除）のみを変更した場合に、税収中立の下でジニ係数がどのように変化するかを、マイクロ・シミュレーションで分析する。その際、住民税の税額控除は上記の設定のままであるとする。つまり、住民税の人的基礎控除は 3.3 万円，夫婦控除は 1.7 万円，そして寡婦・寡夫（現行制度の寡婦・寡夫控除の対象者）に対する税額控除は、所得税では 3.8 万円，住民税では 1.3 万円のままとする。人的控除以外の所得控除や所得計算上の控除は、現行の税制のままとする。

所得税の人的基礎控除を 1 人当たり 2.5 万円から 4.2828 万円まで変化させたときに、税収中立となるよう連動して所得税の夫婦控除が変更される形で税額控除額を設定した場合、等価世帯可処分所得のジニ係数がそれぞれどうなるかを示したのが、図 2 である。所得税の人的基礎控除を 4.2828 万円としたのは、このときに税収中立となる所得税の夫婦控除は 0.1 万円と、

現実の税制ではこれより下げられない金額となるからである。

図2をみると、所得税の人的基礎控除を、最初の例として設定した3.8万円よりも減らすとジニ係数は上昇し、4万円強まで増やすとジニ係数が最も低くなるが、それ以上増やすとジニ係数は上昇傾向に転じることがわかる。ただ、所得税の人的基礎控除を1人当たり2.5万円から4.2828万円まで変化させた範囲で、ジニ係数は0.34386から0.34412の範囲で変化する程度なので、所得格差是正の効果に与える影響は小さい。

ジニ係数の変化は小さいものの、所得格差に与える効果の傾向をみると、次のようになる。所得税の人的基礎控除を減らすと、特に控除を使い残さない単独世帯で可処分所得が減ることになるが、税收中立とするため夫婦控除が増えていて夫婦がいる世帯には可処分所得を増やすことになって、相対的に世帯可処分所得が多い世帯で可処分所得が増えることになる。これが、ジニ係数が上がる要因と考えられる。他方、ジニ係数が最も低くなる所得税の人的基礎控除は、4万円強であるのは、本稿で用いたJHPS2014における所得分布の状態にも依存すると考えられる。ただ、単独世帯で控除を使い残すほどに税額控除が増えても可処分所得は増えなくなるとともに、夫婦控除が減額されることで可処分所得が減るという効果が特に低所得層で支配的になると、所得税の人的基礎控除を増やしてもジニ係数はむしろ上がる可能性が考えられる。

5.2 所得計算上の控除と人的控除を廃止した場合

5.1節では、人的控除のみを税額控除化する場合のマイクロ・シミュレーションの結果を示した。しかし、今般の配偶者控除の見直しが実施された場合に見込まれるジニ係数と、人的控除のみ税額控除化した場合のジニ係数を比べると、税額控除化により若干の所得格差是正はみられるが、大きくはなかった。次に、控除の見直しをする上で、所得税と住民税で設けられている所得計算上の控除までも税額控除化する対

象として、マイクロ・シミュレーションを試みる。

そこでこの節では、5.1節のように人的控除を廃するのみならず、給与所得控除と公的年金等控除も廃した上で、税額控除化した人的控除を設けるとする。給与所得控除と公的年金等控除を廃することで得た財源で、税額控除のさらなる増額が可能となる。

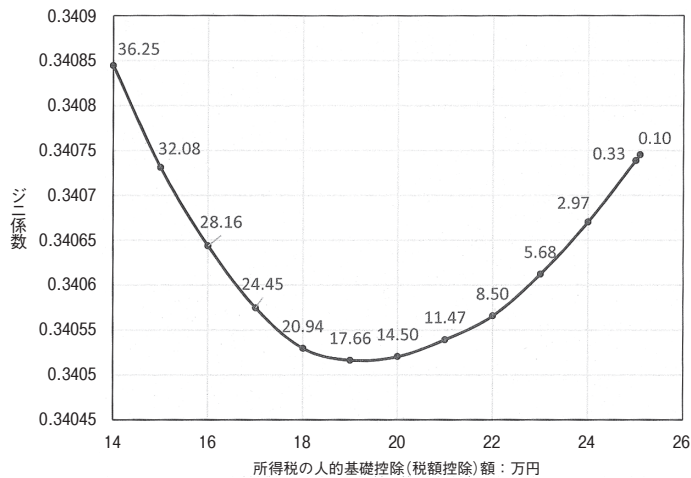
この節でも、現行の累進税率構造は変更しないと仮定する。また、人的控除以外の所得控除は現行の税制のままとし、総合課税分において、与えられた税額控除を全額使い切ることができずに税額がゼロとなる納税者(税額控除を使い残す納税者)については、給付等の措置は行わず、税額がゼロになるまでにとどめるものと仮定する。さらに、現行制度と同様に、使い残した税額控除は、分離課税される税額と通算して税負担を減免することはないものとする。

4.2節で分析した配偶者控除の見直し後の税制をベンチマークとした場合、次のような形で税額控除を設けるとすると、ほぼ税收中立となる¹¹⁾。

- ・納税者本人に対して基礎的な控除として、所得税では22万円、住民税では13万円の税額控除を設ける。
- ・配偶者を除く扶養家族1人に対して年齢を問わず、所得税では22万円、住民税では13万円の税額控除を設ける。
- ・夫婦に対して、所得が多い方のどちらかに1人だけ所得税では8.5万円、住民税では7万円の税額控除を設ける。この税額控除は配偶者の働き方に依存しない形で与えられる。
- ・寡婦・寡夫(現行制度の寡婦・寡夫控除の対象者)には、所得税では22万円、住民税では13万円の税額控除を設ける。

このとき、所得控除としての人的控除と所得計算上の控除の廃止と上記の税額控除の新設により、比推定済みのJHPS2014における世帯が負担する所得税額は合計して12兆5590億円、住民税額は合計して12兆7524億円、合わせて

図3. 所得控除の人的控除と所得計算上の控除を廃した後で、税収中立となる
所得税の税額控除額とジニ係数



注) 図中の数値は、税収中立となる所得税の夫婦控除の金額(単位：万円)。

25兆3115億円である。4.2節で配偶者控除見直し後の税制を前提とした推計における税収は、所得税と住民税を合わせて25兆3221億円だったから、この節での税収は106億円少なくなった(乖離した率に直すと0.04186%)。このように、両者の乖離は極めて小さいことから、このマイクロ・シミュレーション分析の結果はほぼ税収中立であるといえる。また、このときの等価世帯可処分所得のジニ係数は、0.34057であった。これは、4.2節で今般の配偶者控除の見直しを前提とした推計における同所得のジニ係数0.34551と比べ、少し低下している。

このことは、5.1節のように、人的控除のみを税額控除化するよりも、所得計算上の控除までも廃して税額控除化することで、さらに所得格差を是正する効果があることを示唆している。それは、図1に示したように、給与所得控除と公的年金等控除の併用をなくすことにもなっており、それが所得格差是正にも反映されていると考えられる。

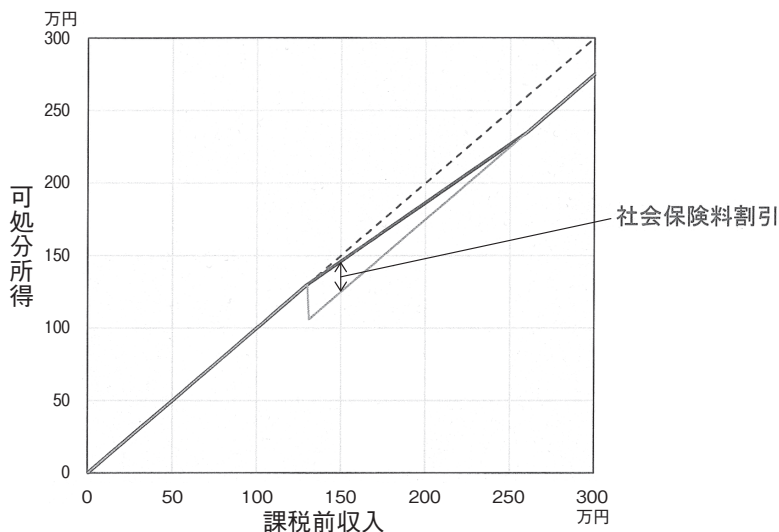
上記の控除額の設定は一例であることから、この節でも、税収中立の下で控除額を変更した場合、所得格差是正効果、特にジニ係数がどのように変化するかを分析する。この節でも、所得税の人的基礎控除と夫婦控除のみを変更した場合に、税収中立の下でジニ係数がどのように変化するかを、マイクロ・シミュレーションで

分析する。その際、住民税の税額控除は上記の設定のままであるとする。つまり、住民税の人的基礎控除は13万円、夫婦控除は7万円、そして寡婦・寡夫(現行制度の寡婦・寡夫控除の対象者)に対する税額控除は、所得税では22万円、住民税では13万円のままとする。人的控除以外の所得控除は、現行の税制のままとする。

所得税の人的基礎控除を1人当たり14万円から25.0893万円まで変化させたときに、税収中立となるよう連動して所得税の夫婦控除が変更される形で税額控除額を設定した場合、等価世帯可処分所得のジニ係数がそれぞれどうなるかを示したのが、図3である。所得税の人的基礎控除を25.0893万円としたのは、このときに税収中立となる所得税の夫婦控除は0.1万円と、現実の税制ではこれより下げられない金額となるからである。

図3をみると、所得税の人的基礎控除を、最初の例として設定した22万円よりも増やすとジニ係数は上昇し、約19万円まで減らすとジニ係数が最も低くなるが、それより減らすとジニ係数は上昇傾向に転じることがわかる。ただ、所得税の人的基礎控除を1人当たり14万円から25.0893万円まで変化させた範囲で、ジニ係数は0.34051から0.34085の範囲で変化する程度なので、人的基礎控除の増減が所得格差是正に与える効果は小さい。

図 4. 所得税制と連動した社会保険料割引



注) 太線が社会保険料割引を導入した場合の可処分所得。
灰色線が社会保険料割引がない場合の可処分所得。

ジニ係数の変化は小さいものの、税額控除額の変化が所得格差に与える効果をみると、図2でわずかながら観察されたU字型の関係が、ここでは顕著に観察される。人的基礎控除を増やして夫婦控除を減らす効果は、単調に所得格差を拡大させるわけではなく、所得分布の状態にも依存するが、低所得の単独世帯の可処分所得を増やすとともに、夫婦がいる高所得の世帯の可処分所得を減らす効果が支配的ならば、所得格差を縮小させる要因になりうる。逆に、単独世帯で控除を使い残すほどに税額控除が増えても可処分所得は増えなくなるとともに、夫婦がいる低所得の世帯の可処分所得が減る効果が支配的になると、所得格差が拡大する要因になりうる。

6. 「130万円の壁」の解消のための社会保険料割引

所得控除から税額控除へのシフトは、小さいものの所得格差是正に効果があることが明らかとなった。しかし、給付を伴わない税額控除では、課税最低限以下の所得層には、税額控除の使い残しが生じるため、所得格差是正の効果が限定的となる。

他方、女性の働き方に与える影響に鑑み、

「130万円の壁」も問題視されている。これは、年収が130万円を超えると、社会保険制度において被扶養者でなくなって、稼得者本人が自ら社会保険料を支払うことになることで生じる現象である。

これに対して土居(2016)では、「130万円の壁」をなくすべく、課税前収入がちょうど130万円の個人には社会保険料を全額(100%)減免するが、課税前収入が増えるにしたがって社会保険料の減免額が小さくなり、課税前収入がちょうど仕組みの適用上限額に達すると、社会保険料の減免額がちょうど0円となるような形で設定することを提案している。イメージを示すと、図4のようになる。この社会保険料減免は、所得税制での税額控除の使い残しの一部を活用して行うが、事後的に社会保険料を減免するのではなく、社会保険料を徴収する段階で事前に支払額を割り引く仕組みを想定するため、土居(2016)では「社会保険料割引」と仮に名付けていた。この社会保険料割引によって失われる社会保険料収入は、追加的に得る所得税収によって賄われるものとする¹²⁾。

「130万円の壁」は、女性の就労促進の観点から問題視されていることを踏まえ、土居(2016)では、社会保険料割引が適用される収入

は、給与収入のみとしている。公的年金等収入などは、女性の就労促進とは無関係であることや社会保障をめぐる給付と負担の世代間格差是正の必要性から、社会保険料割引は適用しない。また、単独世帯では、女性の就労を阻害する要因がないことから、社会保険料割引の適用者は有配偶者に限定している。

社会保険料割引の水準は、土居(2016)に従うと、以下のように設定できる。いま、課税前収入が R 万円とし、社会保険料を P 万円支払っているとする。前節で提案した所得税制の下では、課税最低限以下だが社会保険料を支払う個人の可処分所得は、 $R - P$ である。しかし、このままだと「130 万円の壁」が残ることとなる。そこで、課税前収入が 130 万円以上 X 万円未満の個人に対して社会保険料割引を適用することを考える。適用上限 X が高くなるほど、社会保険料割引のために費やす税財源が多くなることを意味する。「130 万円の壁」をなくすように社会保険料を割引するには、課税前収入がちょうど 130 万円の個人には社会保険料の全額(100%)を割り引くこととし、課税前収入がちょうど X 万円の個人は、社会保険料割引がちょうど 0 円となるような形で設定することとなる。このとき、

$$\text{社会保険料割引額} = P \times \frac{X - R}{X - 130}$$

と表せる。

これを踏まえ、この節では、社会保険料割引の適用上限額(X)を 260 万円として、まずは 5.2 節と同じ所得税と住民税の税額控除を設けることとして、マイクロ・シミュレーションを行った。

その結果、社会保険料割引の適用額は 9997 億円となった。この社会保険料割引に費やす税財源を考慮すると、本節におけるネットの税収は、5.2 節の税収よりも 9997 億円少なくなっており、税収中立とはいえない状況となる。

そこで、本節の社会保険料割引の財源として、所得税の人的基礎控除と夫婦控除と寡婦・寡夫の控除を調整することで捻出することと想定する。これは、控除額の変更が社会保険料割引の

規模と所得格差の関係にどう影響するかを、わかりやすく示すためである。住民税でなく所得税の控除変更で財源を捻出することの現実性としては、所得税ならば地域横断的に税財源で社会保険料負担の調整が可能となることと、所得税は累進課税されているため税額控除の変更によって累進性を調整できることが挙げられる。

住民税の控除額は 5.2 節で設定した額と同じとした。つまり、住民税の人的基礎控除は 13 万円、夫婦控除は 7 万円、寡婦・寡夫に対する税額控除は 13 万円のままとする。人的控除以外の所得控除は、現行の税制のままとする。所得計算上の控除は、5.2 節と同様に廃している。

ほぼ税収中立になるように、社会保険料割引の適用額 9997 億円分の財源を所得税の控除を変更することで賄うとすると、税額控除として、人的基礎控除と寡婦・寡夫の控除を 19 万円、夫婦控除を 7.2 万円と設定した。

このとき、所得税額は合計して 13 兆 5736 億円、住民税額は合計して 12 兆 7524 億円(5.2 節と同額)、合わせて 26 兆 3260 億円である。これから、社会保険料割引の適用額 9997 億円を差し引いたネットの税収は 25 兆 3264 億円となる。4.2 節で現行制度を前提とした推計における税収は、所得税と住民税を合わせて 25 兆 3221 億円だったから、この節での税収は 43 億円多かった(乖離した率に直すと 0.0170%)。このとき、等価世帯可処分所得のジニ係数は 0.33791 となった。これは、4.2 節で今般の配偶者控除の見直しを前提とした推計における同所得のジニ係数 0.34551 と比べ、低下している。また、5.2 節の所得計算上の控除と人的控除を税額控除化したときの同所得のジニ係数 0.34057 よりもさらに低下している。このことから、本稿で提示した社会保険料割引の新設は、所得格差是正に効果があるといえる。

この社会保険料割引が各所得階級にどのように影響を与えたかを見たのが、表 7 である。この表 7 は、社会保険料割引の適用上限額を 260 万円とし、上記のような税額控除を設けたときに、所得税、住民税、社会保険料割引の各所得階級ごとの平均額を示している。表 7 は、表 1

表 7. 社会保険料割引適用後の各所得階級の租税負担、社会保険料の適用状況

	世帯可処分所得	世帯所得税・住民税額(社会保険料割引適用後)				社会保険料割引適用世帯	
			所得税	住民税	社会保険料割引	構成比	1世帯当たり適用額
I	97.20	3.67	0.36	4.22	0.92	7.47%	12.29
II	204.97	3.48	0.10	5.29	1.91	20.11%	9.50
III	277.07	2.65	0.22	6.13	3.70	30.53%	12.11
IV	334.81	5.79	0.73	8.20	3.13	20.35%	15.40
V	409.73	10.72	0.69	11.03	1.01	15.04%	6.71
VI	499.54	16.34	2.89	14.86	1.41	17.03%	8.28
VII	550.01	30.16	10.39	21.38	1.62	15.20%	10.64
VIII	612.66	46.68	19.46	29.35	2.12	15.54%	13.63
IX	714.09	85.79	43.61	43.16	0.99	11.03%	8.96
X	1250.42	268.34	175.35	94.98	1.99	14.93%	13.36
平均	495.71	47.49	25.45	23.91	1.87	16.71%	11.22
						8,910,583	世帯

単位：万円

や表 2 と比較可能である。表 1 と比較すると、社会保険料割引導入と税額控除化により、第Ⅱ～Ⅷ階級で階級平均の世帯可処分所得は増加している。第Ⅰ階級では、税額控除化により住民税の負担が増加したことから、平均の世帯可処分所得は減少している。第Ⅸ階級と第Ⅹ階級では、税額控除化により所得税の負担が増加したことから、平均の世帯可処分所得は減少している。

さらに、社会保険料割引についてみると、全体では約 17% の世帯が適用を受け、第Ⅱ～Ⅳ階級では 20% 超の世帯が適用を受けており、この所得層を中心に社会保険料割引が適用されていることがわかる。また、高所得層でも適用世帯がそれなりに多いことがわかる。適用を受けた世帯のみで 1 世帯当たり適用額を見ると、第Ⅳ階級で 15.4 万円と最も多くなっているが、高所得層でも適用額が多いことがわかる。

上記で設定した社会保険料割引の上限額は、あくまでも税込中立になる税額控除の一例にすぎない。同じ税金が得られるように金額を変更した場合に、等価世帯可処分所得のジニ係数がどうなるかを分析する。ただ、複数の税額控除の金額を同時に変更すると、どの金額の変更によってジニ係数が変化したかがわからなくなる。そこでまず、所得税の人的基礎控除のみを変更

したときにジニ係数がどう変化するかを分析する。

その結果、所得税の税額控除額と等価世帯可処分所得のジニ係数の関係は、図 5 のようになった。

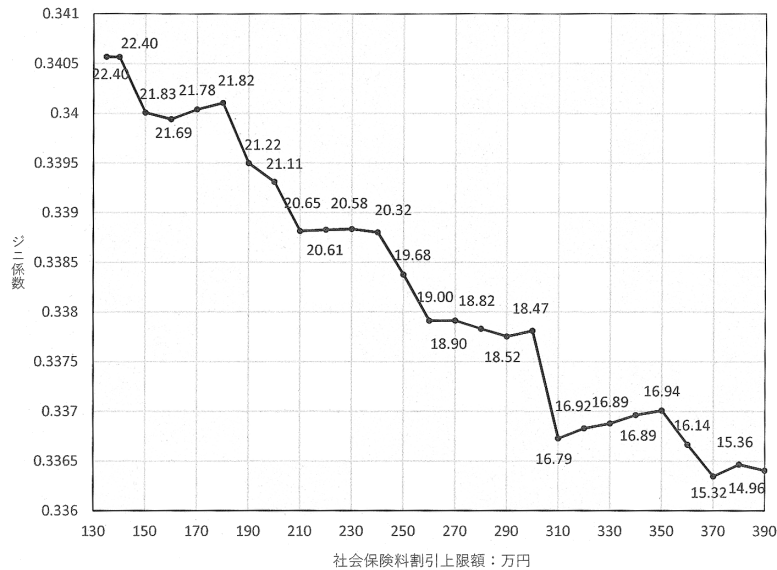
図 5 によると、社会保険料割引の上限額を 260 万円よりも引き下げると、等価世帯可処分所得のジニ係数は上昇傾向となり、260 万円よりも引き上げればジニ係数は低下傾向となる。しかし、単調に上昇ないしは低下するわけではなく、局所的には上下することがある。これは、社会保険料を支払う対象者やその配偶者の所得分布に依存すると考えられる。

社会保険料割引の上限額を 135 万円から 390 万円(社会保険料支払い義務が生じる課税前収入 130 万円の 3 倍)まで変化させたときのジニ係数で、最も低かったのは上限額を 390 万円としたときで 0.33641 となった。このとき、社会保険料割引の適用額の合計は 2 兆 4461 億円となった。ジニ係数が最も高かったのは 135 万円で 0.34057 と、5.2 節のジニ係数とほぼ同じとなった。

7. まとめ

本稿では、「平成 29 年度税制改正大綱」に盛

図 5. 社会保険料割引上限額とジニ係数



注) 図中の数値は、税収中立となる所得税の人的基礎控除の金額(単位:万円)。

表 8. 本稿の分析のまとめ

	現行制度	配偶者控除 見直し後	人的控除 のみ税額 控除化	人的控除と 所得計算上 の控除の税 額控除化	社会保険料 割引導入 (含む税額 控除化)
所得税	12.54	12.56	12.55	12.56	13.57
住民税	12.81	12.77	12.77	12.75	12.75
社会保険料割引	—	—	—	—	1.0
合計税収	25.35	25.32	25.32	25.31	25.33
ジニ係数	0.34563	0.34551	0.34387	0.34057	0.33791

単位: 兆円

り込まれた配偶者控除の見直しの影響や、わが国の所得税制において多用されている所得控除を税額控除化したときの所得格差は正効果を、マイクロ・シミュレーションの手法を用いて分析した。

ここで、本稿の分析をまとめよう。まず、「平成 29 年度税制改正大綱」に盛り込まれた配偶者控除の見直しが所得格差に与える影響は、ごくわずかであることが明らかとなった。表 8 に、これまでの分析結果を、税収と等価世帯可処分所得のジニ係数のみまとめている。現行税制より、所得税では増収、住民税では減収となり、ジニ係数はわずかに低下する程度にとどまった。これは、配偶者控除の見直しが、所得控除のまま行われたことも影響していると考えら

れる。そこで、4 節では所得控除の税額控除化が所得格差に与える影響を考察した。表 8 にまとめられているように、人的控除のみを税額控除化しただけでは、ジニ係数の低下は小さく、給与所得控除と公的年金等控除といった所得計算上の控除までも廃して、人的控除として税額控除を設けると、ジニ係数がさらに低下することが確認された。

ただ、それでもジニ係数の低下は大きいとは言えない。そこで、今般の配偶者控除の見直し論議でも焦点が当たったように、女性の働き方に中立的な税制にすべく、「130 万円の壁」の解消のために社会保険料割引の導入を、税額控除化に加えて行くとどうなるか、マイクロ・シミュレーションを試みた。その結果、表 8 にも

あるようにジニ係数がこれまでより大きく低下した。社会保険料割引は、就業調整を意識せずに済む仕組みとして検討したもののだが、所得格差は正にも効果があることが明らかとなった。

ただ、本稿の分析では、「給付付き税額控除」は検討していない。所得控除の税額控除化や「130万円の壁」の解消のための社会保険料割引まででは、所得格差は正に寄与するものの、その効果には限界がある。特に、定率課税である住民税は、税額控除化しても低所得者は控除を使い残すことから、その分所得格差は正効果に限定的となる。先行研究でも言及されているように、税制を通じた所得格差は正には、給付付き税額控除も含めた検討が、今後さらに必要である。給付付き税額控除の与え方やその財源確保は、今後の課題である。

(慶應義塾大学経済学部)

注

1) この節では、所得税の課税単位は個人であるため、世帯ではなく個人単位で分析する。

2) JHPS第6回調査は、2014年1月に行われたもののだが、調査対象者の世帯の構成員の生年の情報が得られるので、2014年現在の年齢を用いて扶養控除を計算している。

3) 寡婦・寡夫控除は、離別か死別か行方不明かを問わず適用される。JHPSの回答上、子がいながら親が片方しかいない場合で所得等が規定を満たせば、この控除は適用される。単独赴任等で夫婦が別居している場合は、その旨がJHPSの回答により確認することができる(こうした場合は寡婦・寡夫控除は適用されない)。

4) 年間収入に関する記入が全くない標本や、世帯構成員の年齢等が不明な標本、有価証券売却損が著しく大きい標本も、分析対象から外している。

5) 有価証券売却損が大きい世帯では、世帯可処分所得がマイナスとなることがありえる。本稿の分析で標本として用いた2032世帯のうち2世帯が、世帯可処分所得がマイナスとなっている。

6) 例えば、勤め先の収入は非就労の世帯員が得られるはずはなく、公的年金収入は通常60歳未満の世帯員が得られるはずがない。

7) ちなみに、同じJHPS2014を用いている土居(2016)では、比推定は行っていない。

8) 合計所得金額とは、課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得の合計額である。

9) 厳密に税収中立にしようとするれば、税額控除の額に端数が出る形となる。しかし、税制の簡素性に鑑

みれば、税額控除の額はきりのいい値が用いられると考えるのが現実的である。したがって、本稿では、税額控除の額はきりのいい値を用いつつ、ほぼ税収中立となる状況を見計らってシミュレーション結果を出した。

10) 税収中立を前提に控除の変更をしているため、ジニ係数の比較は、控除変更に伴う効果ととらえることができる。税収中立でない形で控除の変更を行ってその前後のジニ係数の比較をしても、増減税の規模や仕方次第でジニ係数は大きく変わりうるため、純粋に控除変更に伴う効果を分析しにくいと考えられる。

11) 本稿では比推定を行っていることから、土居(2016)と異なる税額控除額を示している。

12) したがって、後述するように、社会保険料割引によって失われる社会保険料収入に相当する分を、所得税の税額控除を(前節の設定と比して)縮小することによって賄うと想定する。

参考文献

- 土居丈朗(2010)「子ども手当導入に伴う家計への影響分析—JHPSを用いたマイクロ・シミュレーション」『経済研究』第61巻第2号, pp.137-153.
- 土居丈朗(2016)「所得税の税額控除新設試案に関するマイクロ・シミュレーション—所得控除から税額控除へ」『三田学会雑誌』109巻第1号, pp.61-86.
- 川出真清(2016)「経済格差と税・社会保障負担に関するマイクロ・シミュレーション」『フィナンシャル・レビュー』第127号, pp.31-48.
- 北村行伸・宮崎毅(2013)『税制改革のミクロ実証分析』岩波書店.
- 森信茂樹(2008)『給付付き税額控除—日本型児童税額控除の提言』中央経済社.
- 田近栄治・古谷泉生(2003)「税制改革のマイクロシミュレーション分析」, 小野善康・中山幹夫・福田慎一・本多佑三編『現代経済学の潮流2003』第7章, 東洋経済新報社.
- 田近栄治・八塩裕之(2006a)「日本の所得税・住民税負担の実態とその改革について」, 貝塚啓明・財務省財務総合政策研究所編『経済格差の研究—日本の分配構造を読み解く』中央経済社, pp.175-202.
- 田近栄治・八塩裕之(2006b)「税制を通じた所得再分配」, 小塩隆士・田近栄治・府川哲夫編『日本の所得分配』東京大学出版会, pp.85-110.
- 田近栄治・八塩裕之(2008)「所得税改革—税額控除による税と社会保険料負担の一体調整—」『季刊社会保障研究』Vol.44, pp.291-306.
- 高山憲之・白石浩介・川嶋秀樹(2009)「日本版EITCの暫定試算」—橋大学世代間問題研究プロジェクトディスカッションペーパーNo.422.
- 高山憲之・白石浩介(2016)「配偶者控除見直しに関するマイクロシミュレーション(I)」—橋大学世代間問題研究プロジェクトディスカッションペーパーNo.658.
- 八塩裕之・長谷川裕一(2009)「わが国家計の消費税負担の実態について」『経済分析』第182号, pp.25-47.